



新婚さんに 60万円の支援をします

地域創生課地域連携係 TEL 25-1227

これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートにかかる費用（家賃・引越費用など）の支援を行います。

事業の対象となる世帯

次の①～⑥の要件をすべて満たす世帯が対象です。

- 1 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに入籍した世帯
- 2 夫婦の所得を合わせて500万円未満の世帯（※奨学金を返還している場合は別途計算あり）
- 3 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- 4 夫婦の一方または双方が過去にこの制度による補助を受けたことがないこと（他市町村での補助を含む）
- 5 申請日から5年以上継続して鳥羽市に居住する意思があること
- 6 そのほか、市が定める要件を満たす世帯



事業の対象となる費用

【新居の住宅費】

新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料



【新居への引越費用】

引越業者や運送業者に支払った引越費用



補助の上限

上記の新居の住居費、引越費用を合わせて

夫婦とも
29歳以下

上限60万円

30歳以上

上限30万円

※予算に限りがありますので、必ず事前に問い合わせてください。



申請書
ダウンロード

問い合わせ先

地域創生課地域連携係

TEL 25-1227

✉ chiiki@city.toba.lg.jp